

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	選挙管理委員会	整理番号	1-2
許認可等の種類	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付			
根拠法令条例等・条項	地方自治法施行令第110条			
許認可等の概要	議会の議員の解職の請求をしようとする代表者に対する代表者に対する代表者証明書の交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定により言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○地方自治法第80条(議員の解職の請求とその措置)</p> <p>1 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。</p> <p>○地方自治法施行令第110条</p> <p>第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第80条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、第91条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替える。</p> <p>○地方自治法施行令第91条</p> <p>1 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がない又は稀であるため)			
期間の制定根拠	—			